

平成18年度 第32回 建築審査会 会議要旨

日 時	平成18年5月29日（月） 10：00～14：00
場 所	北館3階 第2会議室
出席者	会 長 今中利昭 会長代理 山崎古都子 委 員 中山克彦 ・ 糟谷佐紀 ・ 杉本浩康 審査請求人 A氏，B氏，C氏（芦屋市民） 処 分 庁 指定確認検査機関 事 務 局 建設部建築指導課
会議の公表	<input type="checkbox"/> 公 開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 部分公開 <非公開・部分公開とした場合の理由> 個人の特定を避けるため，審議内容を一部非公開とした。
傍聴者数	10人

1 議題

議案第1号

指定確認検査機関がなした建築確認処分の取り消しについて

2 審議内容

上記の議題について，その概要の説明を事務局から行い，請求人及び処分庁からの口頭陳述による審査を行った。

〔請求人の主張〕

- ① 請求人が図面で試算したところ，絶対高さの制限を超えている。宅地造成で築造した擁壁を地盤面として高さを算定するのはおかしい。
- ② 地下水の影響もあり，現場では湧水があり危険である。

〔処分庁の反論〕

- ① 確認申請に添付されている図面を厳正に審査しており，地盤面の算定については適正である。擁壁は宅地造成等規制法に基づく許可を受けており，擁壁の上端を地盤面として算定するのは問題ないと判断している。
- ② 設計内容は地下水の影響も考慮したものとなっている。湧水については，もし発生した場合は適切な対応をするよう設計者に指示してある。

〔審査委員から処分庁に対する質問〕

敷地南側のドライエリアは閉塞しているのか？

〔処分庁の回答〕

コンクリート壁によって閉塞していると判断している。

請求人，処分庁及び傍聴人が退席した後，引き続き審議を行った。

〔裁決〕

南側ドライエリアが周囲の地盤によって閉塞していないため，当該部分の建築物に接する地盤の高さがドライエリアの下端となる。それによって算定した結果，建築物の高さが絶対高さの制限を超えるため，処分庁の本件審査請求に係る建築確認処分を取り消す。

以 上